

平成 2 7 年 度

財政援助団体等に対する監査結果報告書

高砂市監査委員

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第2 監査の実施期日及び監査の対象

監査実施日 平成29年2月1日

監査の対象 たかさご文化創造プロジェクト 代表 国際ライフパートナー(株)
(高砂市文化会館、高砂市文化保健センター指定管理者)

第3 監査の範囲

平成27年度における出納その他の事務の執行について監査を実施した。なお、対象における施設の監査も併せて行った。

第4 監査の方法

今回の監査は、主に、予算の執行、収入、支出、契約等の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、また所管の事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼とし、次のとおり実施した。

対象団体の経営状況に関する資料（事業報告書、収支決算書、財務諸表等）について、関係職員から説明を聴取し、質疑を行い、財務関係資料、関係帳簿及び証拠書類等の関係書類の検査を行った。

第5 監査の結果

監査の結果、一部において検討すべき事項が見受けられたが、予算の執行、収入、支出等についてはおおむね良好に処理がされていると認められた。監査時に気づいた事項についてはその都度口頭で指示したところである。

たかさご文化創造プロジェクト（代表構成団体：国際ライフパートナー(株)、構成団体：(株)パシフィックアートセンター）は、指定管理者として平成26年度から平成30年度までの5年間で基本協定による協定期間として、高砂市文化会館及び高砂市文化保健センターの管理及び運営を行っている（平成21年度からの5年間は国際ライフパートナー・ピーエーシーウエスト共同事業体で指定管理業務を実施）。平成27年度の年度協定書による指定管理料は高砂市文化会館で39,947,000円、高砂市文化保健センターで34,370,000円である。施設の維持修繕については、1件当たりの金額が50万円未満は、指定管理料の範囲内で行うこととし、1件50万円以上のものについては高砂市と協議のうえ実施することとしている。

平成27年度の利用状況については前年度と比べて、文化会館で利用人数77.8%、利用料金88.9%、文化保健センターでは利用人数84.9%、利用料金99.4%となっておりいずれも減少している。平成26年度は市制60周年事業関連のイベント開催があり、その影響のためと思われるが、次年度以降については、貸館業務も含め、ホームペー

ジ等において利用促進のPRを積極的に実施し、利用率の向上に努められたい。

休館日は年末年始の6日間と保守点検に要した2日間を除き、連続して開館している。また、開館時間についてもチケット販売等で夜間22時まで行っており、今後も引き続き利用需要に応じた運営を実施されたい。

利用許可申請書、減免申請書、還付申請書、利用料金の収入状況についてはおおむね適正に処理されていた。また、暴力団排除に関する取組等の運營業務については的確に処理されていた。

アンケートについてもイベントごとに実施しており、アンケート結果を参考に今後も利用者の要望・意見等についての的確に対応されたい。

維持管理業務として法定点検を含む委託業務については、おおむね適正に処理されていた。光熱水費については、デマンド値の低減、節電啓発活動により前年度に比べて、10%以上減少しており、今後も引き続き経費の縮減に努められたい。

修繕については、文化会館のホール中央階段補修工事、トイレ洋式化工事、文化保健センターの自動ドア装置取り換え工事、1階多目的トイレドアエンジン更新、防火シャッター修繕等を行っているが、突発的なものが多く発生している。文化会館は昭和44年の竣工以来47年経過している建築物であり、施設・設備の老朽化に伴う修繕が今後も多く発生すると思われる。修繕実施計画は策定しているが、施設全体の改修も含め高砂市担当部と十分協議されたい。

自主事業については主催事業を6回、共催事業を5回開催している。施設の老朽化、舞台の広さ、座席数の関係もあり、文化会館大ホールではなかなか収益をあげにくいとのことであるが、講座事業も含め新たなイベント等も積極的に実施され多くの市民が来館されるよう鋭意工夫されたい。

今後も、市民の文化教養の向上及び文化交流の促進を図り市民の健康づくりを推進するために設置されたこの文化会館、文化保健センターについて、施設改修も含め利用者が過ごしやすい環境を整備され、本事業をさらに発展存続されるよう要望します。